

2026 年 4 月 28 日

新設分割にかかる事前備置書類

山口県宇部市寿町三丁目 5 番 26 号
ユーピーアール株式会社
代表取締役 社長執行役員 酒田 義矢

ユーピーアール株式会社（以下「当社」といいます）は、2026 年 4 月 14 日付新設分割計画書に基づき、当社のアシストスーツ事業(以下「本件事業」といいます)に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社サポートジャケット（以下「新設会社」といいます）に承継させる新設分割を行うことといたしました。

当社が、会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容

2026 年 4 月 14 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価の定め相当性に関する事項

（1）交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式 600 株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行するすべての株式を取得するため、任意に定めるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

（2）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を本新設分割計画書第 4 条の記載のとおりとすることにいたしました。新設会社の資本金の額については、新設分割により新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額、新設会社の財務基盤及び今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

準備金について、該当する事項はありません。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当する事項はありません。

4. 新設分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込に関する事項

当社の2025年8月31日現在の貸借対照表に示される当社の資産及び負債の内容ならびに額、2025年8月31日より現在に至るまでの当社の資産および負債の内容ならびに額を考慮しても、本件効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込に関する事項

本新設分割により、新設会社が承継する債務はありません。本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。以上を踏まえ、本新設分割によって、新設会社の負担する債務の履行の見込みには問題がないものと判断しています。

なお、本新設分割が効力を生ずるまでの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備え置きいたします。

以上

別紙

新設分割計画書

ユーピーアール株式会社（以下「甲」という。）は、甲のアシストスーツの販売事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を、新設する株式会社サポートジャケット（以下「乙」という。）に承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、【別紙1】定款記載のとおりとする。

2 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。
東京都中央区佃2丁目6番9号

第2条 乙は、本件分割により、【別紙2】承継権利義務目録記載の資産、その他の権利義務を甲より承継する。ただし、乙は一切の債権及び債務を承継しないものとする。

第3条 乙は、本件分割により承継する権利義務に代わる対価として、本件分割に際して普通株式600株を発行し、これを甲に交付する。

2 本計画に基づく資産等の承継に関して、効力の発生又は第三者への対抗のために必要な手続がある場合には、乙はかかる手続を行い、甲はこれに協力するものとする。

第4条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金6,000,000円
2. 資本準備金の額 金0円
3. 利益準備金の額 金0円

第5条 乙の設立時取締役等は次のとおりとする。

設立時取締役 岩本 昭典
設立時代代表取締役 岩本 昭典

第6条 甲は、乙が承継する本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わないものとする。

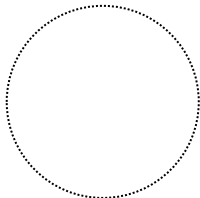
第7条 甲は、2026年 6月 1日（以下「効力発生日」という。）に新設分割による変更の登記申請を、乙は新設分割による設立の登記申請をする。ただし、甲は、手続の進行上必要のある場合は、効力発生日を変更することができる。

第8条 甲は、本計画作成後、効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、甲の財産の状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

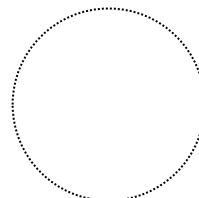
上記計画を証するため、本書を作成する。

2026年 4月 14日

山口県宇部市寿町三丁目5番26号
ユーピーアール株式会社
代表取締役 社長執行役員 酒田義矢



会社実印



会社実印

定款

株式会社サポートジャケット

株式会社サポートジャケット定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サポートジャケットと称する。
なお、英文での表記はSUPPORT JACKET Inc. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 衣料品、日用品、雑貨、化粧品、医薬部外品、衛生用品等の企画、製造、販売並びに輸出入
- (2) 産業用機械、機械器具、電気製品の開発、設計、製造、販売、修理並びに輸出入
- (3) OEM（他社ブランド製品の製造）並びにプライベートブランド商品の企画、製造及び販売
- (4) 各種アプリケーションソフトの企画、制作、販売、運営及び管理
- (5) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (6) 前各号商品のレンタル、サブスクリプション(定額制)サービスの提供
- (7) E C（電子商取引）サイトの企画、制作、販売、運営及び管理
- (8) W e bサイトの企画、制作、販売、運営及び管理
- (9) 店舗の企画、プロデュース及びそれらに関するコンサルティング業務
- (10) 営業及び技術に関するコンサルティング業務
- (11) 各種イベントの企画、制作、運営及び管理
- (12) 広告代理業及び各種の宣伝に関する業務
- (13) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(新設分割に際して発行する株式)

第6条 当社は、ユーピーアール株式会社（以下「分割会社」という）がその事業の一部

を分割して設立する株式会社であり、その設立に際して発行する普通株式600株のすべてを分割会社に割り当て交付する。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、当社株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める事由による場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第11条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

4 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第21条 当会社に置く取締役は、1名以上とする。

(選任)

第22条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任)

第23条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第25条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。

2 取締役を1名置く場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 当会社の業務は、専ら代表取締役が執行する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が支払提供の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

3 配当金には利息を付さない。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の額は金600万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和9年5月31日までとする。

(設立時取締役等)

第31条 当会社の設立時取締役等は、次のとおりである。

設立時取締役 岩本昭典

設立時代表取締役 岩本昭典

(設立時本店所在地)

第32条 当会社の設立時本店所在地は、東京都中央区佃2丁目6番9号とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第33条 発起人の氏名又は名称及び住所は、以下の通りである。

ユーピーアール株式会社（分割会社）

山口県宇部市寿町三丁目5番26号

(定款の規定)

第34条 本定款は、会社法第748条の規定に基づく新設分割計画書の一部を構成するものである。

(法令の準拠)

第35条 本定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

令和8年6月1日

承継権利義務明細表

乙の成立の日において、乙が本件分割により甲から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については以下の通りとする

1.資産

乙は、本件事業に関わる資産として現金600万円を承継する。

2.負債

乙は、本件事業に関わる負債は一切承継しない。

3.雇用契約以外の契約上の地位

乙は、別紙3「承継対象契約一覧」記載の各契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継する。ただし、甲は乙に対し、効力発生日において甲が保有または負っている一切の債権・債務を承継させないものとする。

4.雇用契約

承継されない。

5.表明保証

甲は乙に対し乙成立の日以前に発生した原因に基づく紛争や、第三者からの請求は存在しないことを保証する。

6.特記条項

効力発生日以前に甲が販売した商品に関する契約不適合責任については、効力発生日以降においても甲が引き続きこれを負担するものとし、乙には承継されないものとする。

以上

承継対象契約一覧

(株)ビックカメラ	商品取引基本契約書
(株)コジマ	売買基本契約
(株)MonotaRO	取引基本契約書
(株)ユニオン	販売店契約
米陀石材店	販売店契約
(株)酒重	販売店契約
ニチモウ(株)	販売店契約
トヨタL&F東京	販売店契約
(株)ミタス	販売店契約
ロボタスネット(株)	販売店契約
(有)ステップス	販売店契約
小林(株)	販売店契約
ニッケン産業(株)	販売店契約
(株)BMファン	販売店契約
レンティオ(株)	販売店契約
轟産業(株)	販売店契約
有功社シトー貿易(株)	販売店契約
静岡県経済農業協同組合連合会	販売店契約
(株)ジューテック	販売店契約
辰野(株)	販売店契約
(有)池田ゴム	販売店契約
大喜産業(株)	販売店契約
鈴与商事(株)	販売店契約
吉田司(株)	販売店契約
エイトレント(株)	販売店契約
カネコ種苗(株)	販売店契約
サカタインクス(株)	販売店契約
小林(株)	ODM契約書
学校法人東洋大学	共同研究契約
(株)イノフィス	基本合意
コストコ	売買合意書
日産トレーディング(株)	反社
(株)イノフィス	基本合意
清水建設、ヴァーゴウエーブ	実施契約
清水建設、ヴァーゴウエーブ	共同開発物件に係る契約
村中医療器(株)	販売店契約
ロジスネクスト東京(株)	販売店契約
(株)近鉄百貨店	販売店契約
(株)読売情報開発	販売店契約
三友プラントサービス(株)	販売店契約
(株)エレック	販売店契約
ソニテック(株)	販売店契約
大和物流(株)	販売店契約
(株)シーエイチシー	販売店契約
(株)ユニング	販売店契約
ディーナネットワーク(株)	販売店契約
富士工業(株)	販売店契約
(株)J.C.O.S	販売店契約
エイトレント(株)	販売店契約
高島(株)	販売店契約
三菱電機ライフサービス(株)	販売店契約
エルテックラボ	紹介契約
エルテックラボ	業界契約
(株)山岸	売買取引基本契約書
麻生教育サービス(株)	反社
JXエンジニアリング(株)	外注・購入取引基本契約
JXエンジニアリング(株)	覚書
(株)ダイナム	基本合意
(株)ダイナム	売買基本契約
(株)谷沢製作所	基本契約
三井物産アグロビジネス(株)	基本契約
日立物流ソフトウェア(株)	基本契約